

川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則(案)の概要について

平成27年7月
福祉部 介護保険課

1 趣 旨

川越市では、指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスについて、指定通所介護事業者等が宿泊サービスを実施する際の届け出について義務化しておりましたが、このたび、届け出を義務化する対象範囲等を埼玉県と同様な取扱いとするため、「川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」等の改正をしようとするものです。

2 内 容

(1) 改正する規則

- ア 川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
- イ 川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
- ウ 川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

(2) 改正の概要

- ア 届け出の対象範囲の拡大
改正前は、指定通所介護等の設備を利用し、夜間及び深夜に宿泊サービスを提供した場合に限っておりましたが、改正後は、改正前に加え、指定通所介護等の設備以外の設備を利用した場合においても、届け出の対象としようとするものです。
- イ 変更及び廃止届の義務づけ
改正前は、宿泊サービスの提供の開始前に、届け出を義務づけるものでしたが、改正後は改正前に加え、当該届け出の内容に変更が生じた場合は10日以内、宿泊サービスを廃止又は休止した場合は1月前までに、市長に届け出るよう義務づけようとするものです。

3 施行期日

公布の日